

地方財政の充実・強化に関する要望意見書

地方公共団体の現状は、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られています。

政府はこれまで骨太方針2021に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

よって、国におかれましては、2025年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出した地方財政の充実・強化をするよう、下記の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、D X化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保、充実を図ること。
- 2 社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長